

農業者の皆さんへ



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima

～夢のある元気な農業経営のために～
家族経営協定を考えてみませんか？

かぞくけいえいきょうてい
「家族経営協定」ってなに？

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

県南地方では、現在（平成31年3月末）、106件の協定が締結されています。

何のために結ぶの？



農業経営が
家族の話し合いと男女の共同参画によって
充実・成長していくために！！



家族一人ひとりが
尊重される家族関係を作っていくために！！

次の世代に経営を
引き継いでいくために！！



家族一人ひとりがお互いに
個性と能力を認め合い
かけがえのない対等な仲間として営む
共同経営的な経営に
より一層近づくきっかけになります！！

【詳しい内容は裏面をご覧ください】

「家族経営協定」を結ぶ手順は？

1 まずは、家族でじっくりと話し合います

我が家の経営の現状や課題を整理し、今後の経営方針、家族の就業条件、生活の目標などで要望を話し合い、明らかにします。

2 我が家の対策を考えます

話し合いを踏まえ、我が家の経営課題の解決方法や、経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取り組み（協定）が必要かを検討し合い、項目をあげます。

3 協定を結びます

家族で話し合った結果をもとに、協定書を作成します。文書にすることで、取り組む内容がより明確になります。なお、協定書の作成及び締結については、当事務所も支援いたします。

4 協定を実行し内容を見直します

内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目や内容を追加しましょう。できれば定期的に（年に1回は）見直し更新するようにしましょう。

「家族経営協定」を結んだ場合の制度上のメリット

1 認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められています。

2 農業者年金

配偶者、後継者に対して、基本となる保険料(20,000 円)のうち一定割合の国庫助成(6,000~10,000 円)が行われます。

3 農業近代化資金・経営体育成強化資金

家族経営協定を締結している女性農業者や農業後継者は、当該資金の貸付対象者となります。

4 農業次世代人材投資資金経営開始型の特例

夫婦ともに就農する場合、夫婦合わせて 1.5 人分の年間最高 225 万円が給付されます。

※詳しい要件等については、最寄りの市町村（農政担当課）、県南農林事務所にご確認ください。

【お問い合わせ先】

福島県県南農林事務所農業振興普及部（電話 0248-23-1565）